

箕面市職員[行政職]採用試験募集案内

箕 面 市

1 試験の概要

- ◆箕面市では、やる気と豊かな創造力のある優秀な職員を幅広く求めるため、採用試験において、いわゆる「公務員試験」を完全に廃止し、企業で実績の多い「SPI3（総合能力試験）」を実施しています。
- ◆従って、受験にあたって、いわゆる公務員試験のための勉強は必要ありません。
- ◆実務経験を必要とする「受験区分B」は、第1次試験を免除します。
- ◆社会福祉士資格を有するかたを対象とした「受験区分A-2（福祉）」を実施し、福祉に関心のある職員を積極的に採用しています。採用後は福祉職場においてケースワーク業務及び福祉全般に関わる事務等に従事します。
- ◆常勤職員と任期付職員の2つの職種が一度でダブル受験できます。任期付職員の選考を希望するかたは、エントリー時に「任期付職員の選考を希望する」を選択してください。（任期付職員は、採用後、常勤職員にチャレンジできる制度があります。（任期：採用日～令和10年3月31日））

○受験区分と試験内容

職 種	受 験 区 分	試 験 科 目	
		第1次試験	第2次試験以降
行政職	区分A-1 ・実務経験は不要	SPI3（総合能力試験） ※大卒程度試験	面接ほか
	区分A-2 ・実務経験は不要 ・資格が必要	SPI3（総合能力試験） ※大卒程度試験	面接ほか
	区分A-3 ・実務経験は不要	SPI3（総合能力試験） ※高卒程度試験	面接ほか
	区分B ・実務経験及び資格が必要	免 除	面接ほか

（注意）

- ① 受験者の国籍は問いません。ただし、日本国籍を有しないかたについては、公権力の行使又は地方公共団体の意思形成への参画に携わる業務に従事することはできません。
- ② 最終学歴が大学卒の人、短期大学や高等専門学校卒業者で独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された人は、区分A-3を受験できません。

2 採用職種、受験区分、予定人員及び受験資格

職種	受験区分	受験資格	予定人員
行政職	区分A-1 (事務)	平成5年4月2日以降、平成18年4月1日までに生まれたかた	5名程度
	区分A-1 (土木)	平成5年4月2日以降、平成18年4月1日までに生まれたかたで、学校教育法に定める学校の土木に関する専門課程を卒業したかた	5名程度
	区分A-1 (建築)	平成5年4月2日以降、平成18年4月1日までに生まれたかたで、学校教育法に定める学校の建築に関する専門課程を卒業したかた	若干名
	区分A-2 (福祉)	昭和59年4月2日以降に生まれたかたで、社会福祉士資格を有するかた（令和7年3月末までに取得見込みを含む）	5名程度
	区分A-3 (事務)	<次の最終学歴ごとの年齢要件を満たすかた> 短大・高専卒：平成8年4月2日以降、高校卒：平成10年4月2日以降に生まれたかた	若干名
	区分A-3 (土木)	<次の最終学歴ごとの年齢要件等を満たすかた> 短大・高専卒：平成8年4月2日以降、高校卒：平成10年4月2日以降に生まれたかたで、学校教育法に定める学校の土木に関する専門課程を卒業したかた	若干名
	区分A-3 (建築)	<次の最終学歴ごとの年齢要件等を満たすかた> 短大・高専卒：平成8年4月2日以降、高校卒：平成10年4月2日以降に生まれたかたで、学校教育法に定める学校の建築に関する専門課程を卒業したかた	若干名
	区分B (保健師)	昭和40年4月2日以降に生まれたかたで、保健師免許を有し、保健師の実務経験が10年以上あるかた ※第1次試験「SPI3(総合能力試験)」は免除	若干名
	区分B (技術職)	下記の①に該当するかたで、②のいずれかの資格を有するかた ① 昭和40年4月2日以降に生まれたかた ② 技術士、技術士補、建築設備士、一・二級建築士、1・2級土木施工管理技士、1・2級建築施工管理技士、1・2級管工事施工管理技士、1・2級電気工事施工管理技士、1・2級造園施工管理技士 ※技術士補及び二級建築士の資格により受験資格を満たす場合は、実務経験が1年以上あるかたのみが対象です。 ※技術士補には、技術士補となる資格を有する者を含みません。 ※第1次試験「SPI3(総合能力試験)」は免除	若干名

※地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人は受験できません。

※「区分A-1（土木・建築）」「区分A-3（土木・建築）」については、令和7年3月末までに卒業見込みのかたを含みます。

※「区分A-3」については、最終学歴が中学卒の人でも、高校卒程度の学力を有し、平成10年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人については受験できます。

3 受験手続

(1) 申込方法

下記URLまたはQRコードからお申込みください。メールアドレス入力後、登録したメールアドレスに**入力フォームの案内メールが送信されますので、記載のURLにアクセスし、必ず、最後まで入力してください。（入力後、送信ボタンを押すと、申込完了メールが届きます。）**なお、入力フォームには、志望理由・自己PR等の文章入力及び写真のアップロード等が必要です。入力フォームで入力項目を事前に確認し、入力内容を準備した上で、手続きをしてください。（システム上、入力には一定の時間制限があります。）

申し込みURL：<https://logoform.jp/form/5CLo/677800>

申し込みQRコード：



身体障害のため試験会場までの移動やパソコンの操作などが困難な人や点字による受験を希望する人は、試験日程が異なるなどお知らせする事項がありますので、**箕面市役所総務部人事室（Tel072-724-6707）まで申込み前に必ず電話でお問い合わせください。**なお、点字による受験に限り、第1次試験は箕面市役所において、ペーパーテストでの受験となります。日時については、後日電話でお知らせします。

※原則、インターネット申込みになりますが、インターネット申込みができない場合は、郵送申込みを受け付けます。郵送申込みを希望されるかたは、箕面市役所総務部人事室（tel：072-724-6707）までご連絡ください。なお、申込書類等の送付に1週間程度の時間を要しますので、日数に余裕をもってご連絡ください。

(2) 申込期間

令和6年8月1日(木)から令和6年8月27日(火)まで

- 令和6年8月27日(火)の午後5時00分までに申込みデータが箕面市のサーバーに到着したものに限り受け付けます。申込期限直前は、システムが混み合うおそれがあるため、余裕をもって手続きしてください。
- 令和6年後期実施の箕面市職員〔行政職（区分A～B）〕採用試験および令和6年9月実施箕面市職員採用試験〔消防職〕において、**複数の受験区分の同時申込みはできません。（任期付職員とのダブル受験を除く）**

(3) その他

申込みが完了したかたには、次のとおり受験案内を送付します

受験区分	方法	通知内容	通知時期
区分A-1 区分A-2 区分A-3	電子メール	第1次試験の受験案内	9月2日（月）
区分B	電子メール	第2次試験の受験案内	9月27日（金）

4 試験日時及び試験会場

(1) 第1次試験【区分A-1、A-2、A-3のみ】

期 間	9月3日(火)～19日(木)(高校在学中のかたは9月16日(月)～19日(木))のうちいずれかで都合のよい時間を選択してください(期間内でも会場の開催日により受験出来ない場合があります)。
会 場	(株)リクルートテストセンター 大阪中津会場 大阪市北区中津1-11-1 中津センタービル7階
試験内容	SPI3(総合能力試験) ※パソコンによる受験となります。

(2) 第2次以降の試験【区分A・B共通】

■ 日時…令和6年10月上旬以降

■ 試験内容…面接、集団討論等(詳細については別途通知)

※ 第2次以降の試験の日時、場所等の詳細は、区分A-1、A-2、A-3の第1次試験合格者及び区分Bの応募者に電子メールで通知します。

5 合格発表

(1) 第1次試験合格発表【区分A-1、A-2、A-3のみ】

令和6年9月27日(金)

箕面市ホームページで当日午後2時に発表するとともに、**合格者のみに本人宛電子メールで通知します。**

(2) 最終合格発表【区分A・B共通】

令和6年11月下旬以降に合否にかかわらず、本人宛郵送で通知します。

6 採用の時期

最終合格者は、採用候補者名簿に登載し、その後特別な事情が生じた場合を除き、令和7年4月1日に採用の予定です。

※ 市の事業展開等により必要が生じた場合、令和7年4月1日以前に採用となる可能性があります。

7 給 与

給与は、採用時の条例等の規定により定める額が支給されます。

(常勤) 初任給は、大学新卒の場合、おおむね232,900円(地域手当含む)です。ただし、職務経験等を考慮し決定されます。なお、最終学歴が大学院卒の方であっても、受験資格は大学卒となり、採用された場合の初任給の格付けその他勤務条件は大学卒の基準で決定されます。このほか、扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当等の諸手当が支給されます。また、6月、12月には期末手当や勤勉手当が支給されます。

(任期付) 初任給は、おおむね209,700円(地域手当含む)です。このほか、扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当等の諸手当が支給されます。また、6月、12月には期末手当や勤勉手当が支給されます。

【注 意 事 項】

(1) この試験において提出された書類等は、受付後、一切返却しません。

(2) 受験に際して箕面市が収集した個人情報、職員採用試験実施の円滑な遂行のために用い、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理します。